

特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン

理事会運営規定

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン（以下「当法人」という。）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2条（構成及び出席）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第2章 理事会の招集

第3条（理事会の開催）

理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に3回以上、開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

第4条（招集）

理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第3項第2号により理事が招集する場合はこの限りでない。

2 代表理事は、前条第3項第2号の請求があった場合は、その請求があった日から14日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

第5条（招集の通知）

理事会を招集するときは、開催日の少なくとも3日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しな

ければならない。

第3章 理事会の議事

第6条（議長）

理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者とする。ただし、代表理事が特別の利害関係を有する決議に関しては副代表理事が議長を務める。

第7条（理事会の運営）

理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

4 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

5 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

第8条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を代表理事（代表理事において自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、他の理事）に申し出るものとする。

第10条（関係者の出席）

理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

第 11 条（議事録）

理事会の議事については、法令及び当法人の定款で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 4 章 理事会の権限

第 12 条（役割の整理）

代表理事は、法人の業務執行の最高責任者として経営を行う。

理事会は、業務執行の決定及び監督を行う。

会長は、理事会の一員として助言を行うが、業務執行には関与しない。

第 13 条（権 限）

理事会は、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事の選定若しくは解職その他法令又は当法人の定款で定める職務を行う。

第 14 条（決議事項）

理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 事業計画書、収支予算書等の承認
- (3) 決算書の承認
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - イ 役員相互の互選
 - ロ 代表理事の選任及び解任
 - ハ 重要な財産の処分及び譲受け
 - ニ 重要な使用人の選任及び解任
 - ホ 認定特定非営利活動法人の業務の適正を確保するための体制整備
 - ヘ 利益相反等取引の承認

第 15 条（理事の取引の承認）

理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由

- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

第16条（報告事項）

代表理事は、通常理事会にて自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

附則 この規定は、2025年3月14日から施行する
2026年3月16日改定